

参考 1 町村議会の議員報酬の適正化を促進するための決議

町村議会議員のなり手不足問題が深刻化している。

この問題には様々な要因が絡み合っているが、都道府県議会議員、市区議会議員と比べて著しく低い議員報酬(平均月額約 21.7 万円)が大きな影響を及ぼしていることは明らかである。

町村議会の議員報酬月額の水準は、永きにわたり、町村長の給料月額約の約30%程度に据え置かれたままであり、それだけでは生計を維持できないほど低水準であることが指摘されている。

この背景には本会が昭和53年に議員報酬の全国標準を長の給料月額約の約 30%として示したことが影響していると考えられるが、社会情勢が大きく変化し、議会・議員の職責や活動量も増大した今日においても、各町村がこの標準に縛られ、議員報酬の水準が据え置かれている状況にある。

こうしたことを踏まえ、本会は、議会・議員の活動量と長の活動量を比較し、活動内容を住民に明示することを通じて、議員報酬を考える「活動内容を踏まえた原価方式」(令和4年2月 研究委託報告書『議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き(江藤俊昭大正大学社会共生学部教授)』)等を議員報酬の算定方法として全国展開しており、このことは、国の第33次地方制度調査会の答申(令和4年12月)においても肯定的に捉えられている。

今こそ、我々は、実態にそぐわない昭和53年標準をここに廃止するとともに、議会に多様な人材の参画を促す観点から、更なる議会改革を進め、議会・議員の活動量を豊富化し、住民の理解を得ながら議員報酬の適正化を図っていく所存である。

よって、国においては、町村議会の議員報酬の適正化のため、議員報酬の引き上げに向けた環境整備を図るよう、下記事項の実現を強く要請する。

記

- 1 町村議会の議員報酬はそれだけでは生計を維持できないほどの低水準であることから、長との権衡を考慮して定めることを地方自治法に規定すること。
- 2 議員報酬の改善に伴う議会費の増額が町村の行財政運営に影響を与えることがないように財政措置の充実等の環境整備を図ること。
- 3 議員報酬を検討するに当たって、町村長が特別職報酬等審議会の意見を聴く場合は、審議会の運営等について、次の事項に留意するよう、町村に周知すること。
なお、これに伴い、「特別職の職員の給与について(昭和43年10月17日自治給第94号自治省行政局長通知)」は見直すこと。
 - (1) 審議会委員には議会の活動状況を把握している者を選任すること。
 - (2) 議会側に意見陳述の機会を付与すること。
 - (3) 議会・議員の活動状況を単に審議日数のみで捉えることなく、住民との対話や日常の議員活動など活動量や活動内容を踏まえ検討すること。
 - (4) 類似団体や近隣町村との単純な比較のみにより議員報酬の水準を決定しないこと。
 - (5) 議会費の総額ありきの考え方から議員報酬を増額する代わりに議員定数を安易に削減することのないようにすること。

以上、決議する。

令和6年5月22日

全国町村議会議長会
都道府県会長会